

第15話 戦後の経営

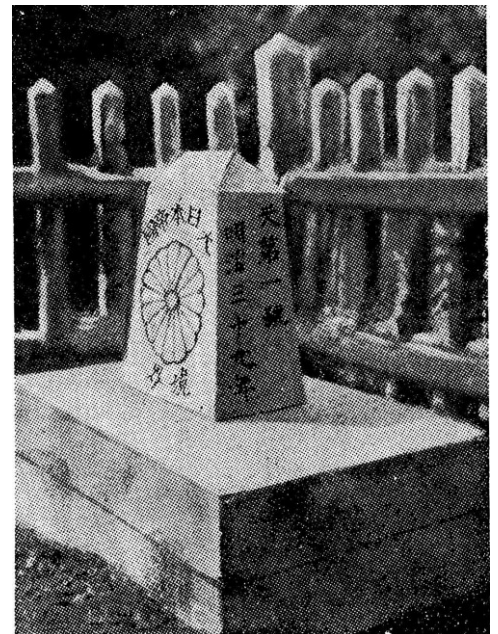
新領土および租借地に対する施設。 韓国の保護。 東洋における我が国の地位権勢が一段と高まると共に、諸外国との関係も改まり、親交もますます加わる。

樺太の経営

平和回復の後、新たに領土となった樺太には、はじめ大泊に樺太民政所を置いたが、間もなくこれを廃して樺太庁を置き、後、これを豊原に移して、内地人の移住を勧め、漁業、林業などの開発を始めた。又、日露両国の国境は、双方から各々境界画定委員を出して画定の事に当たさせたが、両国委員は明治39年7月から作業を開始して、翌40年9月10日に至ってその協定書の公布を見た。

国境の画定

その制定の方法は、北緯50度の線に沿って東西に貫通した巾10mの空林を設け、更にその所々に境界標を建てた。中でも東西の両岸と中間の2箇所には、基本となるべき石標を据えて、その南面、即ち日本側には菊花の紋章を浮き彫りにして、その上に「第日本帝国」の5字を、下に「境界」の2字を横に刻んで、そして北面、即ちロシア側には、双頭の鷲の紋章を刻み、その上に「ロシア」、下に「1906年境界」のロシア文字を彫りつけて、両国の所属を明らかにした。又、その東面には、「天第何号、明治39年」を2行に掘り込み、西面には「ストル第何号」とロシア文字で彫り付けてある。



樺太 日露境界標石

租借地の経営

次に、租借地である関東州には、はじめ関東総督府を置いて民生を統べさせたが、後、これを関東都督府と改め、又、半官半民の南満州鉄道株式会社を大連に起こして、ロシアから譲り受けた鉄道および鉱山などを経営させて、諸種の事業が年を追って進んだ。また、旅順に鎮守府（後に要港部とする）を置き、別に大連を開いて大いに門戸を開放した。満州における機会均等主義は、かねて我が国が率先して提唱していたところですから、いよいよこれを実行に移したのです。

韓国の保護

又、韓国については、先に日露開戦と共に日韓議定書が調印され、日本が韓国のために兵を用いる時は、韓国はその行動を容易にさせるために、十分な便宜を与える事を約したが、今度、ポーツマス条約によって、韓国における我が特別な権利が認められた。すなわち、明治38年11月17日、新たに日韓協約を結んで、韓国の外交はすべてこれを日本政府が行う事とし、わが政府は代表者として統監を京城に置き、枢密院議長伊藤博文をこれに任じた。そしてその指揮の下に、各開港場および必要の地に理

第15話 戦後の経営

事官を置いて、従来、韓国駐在の日本領事に属していた一切の事務を掌らせる事にした。

即ち、ここに至って、韓国は我が保護国となったのです。是れは、韓国が独立の実を挙げる事が出来ず、常に他国の圧迫を受けて、東洋の平和を破るおそれがあったからで、いわば、久しく禍根となっていた朝鮮問題も、ここに初めて解決の道が就き始めたのです。

清国領土の保全

又清国は、ロシアが満州に関して我が国に譲与した一切の権利を承認したが、更に日清条約によって、遼陽以下16市を自ら進んで互市場とすることを約した。日露両国は、その後、次第に満州から撤兵したので、やがて清国は再び政令をその地に布く事となった。こうして北清事変以来、久しく紛糾を重ねていた満州問題も初めて解決して、清国の領土を保全しようとする我が目的はここに達せられたのです。

ところで、すでに戦勝によって我が実力が明らかにされ、東亜における日本の地位権勢が一段と重くなると、他の諸強国の我れに対する態度もまた変わって来たのです。

第一に話さなければならないのは、日英同盟が拡張された事です。

日英同盟の拡張

すでに前に述べたように、日英両国の間には、明治35年1月に同盟条約が結ばれたが、これによってなおロシアの野心を抑えることが出来なかったため、ついに日露の開戦を見た。とはいえ、戦局の範囲を東亜に限ったのみならず、他国の参加、干渉を許さなかった点で、我が国の利を得たところが少なかったのです。英国もまた我が戦勝によってますます我が実力を信頼し、相共に東洋の平和を維持するに足る事を知った。それで、同盟拡張の議が両国の間に起こって、明治38年8月12日、ちょうど日露の講和談判がポーツマスで行われ始めたところに、攻守同盟の新条約がロンドンで記名調印された。

日英攻守同盟

この新条約は、清国の独立とその領土保全とを確実にすると共に、東亜（注：東アジア）およびインドにおける全局の平和を確保し、その地域における両国の領土権ならびに特殊利益を擁護する事を目的としたもので、もし締盟国の一方が他国から攻撃または侵略的行動を受けて、前期の領土権または特殊利益を擁護するために交戦する場合には、締盟国の他の一方はすぐにこれを援けて、協同戦闘に当たることを定めたのです。その有効期限を10年とした。ここにおいて、東洋における我が国の地位はいよいよ重きをなしました。

その後、明治44年（西暦1911年）7月、英米2国の間に仲裁裁判所が締結されようとしたので、英国の要求に基づいて、日英同盟の改定がまた行われ、新たに、締盟国の一方が第三国と仲裁裁判条約を結んだ時には、その一方はその第三国と交戦する義務を負わないことを定めた。そして、この同盟の有効期限を10年とした。

第15話 戦後の経営

にちふつきょうやく

日仏協約

日露戦争の間、フランスは露仏同盟の關係上、常にロシアに同情して諸種の援助を与え、殊にバルチック艦隊の来航の際には、殆ど中立違反ともいうべき態度を見せて、大いに我が人心を刺激したが、戦後、我が勢力がフランスの領土であるインドシナに及ぶことを憂えて、頗る我れに対して用心していた。そこで、わが政府はフランスの誤解を解き、相互の友誼を強固にしようと思ひ、明治40年（西暦1907年）6月10日、日仏協約を結んだ。それは、アジアにおける相互の地位並びに領土権を保持し、且つ清国の独立および領土の保全と、並びに同国内における列国商業の機会均等主義を尊重する事を約した。

にちろきょうやく

日露協約

ついで、同年7月30日には、日露協約が出来た。これもまた両国間における誤解の原因を除き、相互の友誼を強固にするために結ばれたもので、両国は相互に現在の領土権を保持し、且つ清国の独立および領土の保全と、並びに同国内における列国商工業の機会均等主義を承認して、自国の執り得るべき一切の平和手段によって現状の存続を擁護支持することを内容としていた。これより両国は従来の紛議を一掃して、互いに旧怨を忘れ、極めて親密な友邦として極東の平和の維持に努力することとなった。

べいこくじん はいにちうんどう

米国人の排日運動

ところが一方、アメリカ人の間に、戦後頓に地位の上がった我が国にたいして、漸く猜疑の目をもって観る者が生じて来た。殊に台湾と一衣帯水のフィリピン群島を奪おうとする意志が我れにあるかのように疑う者が多く、しだいにそれが排日心に嵩じて来た。明治39年10月には、突如、サンフランシスコにおいて日本学童をその公立学校から排斥して、或いは日本移民の上陸を拒絶し、その他、わが国人に対する迫害が頻りにおこって、ついには日米開戦の風評さえ伝わるに至った。

まことに謂れない圧迫でしたが、わが政府は、従来のアメリカの厚誼を思い、つねに妥協の精神をもって彼れに対して、移民の渡航に制限を加えたり、その他種々の方法を講じて彼れの誤解を除こうと努めた。

べいこく がいこうぶんしよこうかん

米国との外交文書交換

その態度があまりにも軟弱でしたので、我が国民の間には大いにこれを攻撃する者もあつたが、しかし、政府は協調の態度を保ち続けて、明治41年5月には日米仲裁裁判条約を結んだ。ついでその年11月30日には、更に外交文書を交換して、太平洋上における相互の所領を尊重し、現状を維持して、この洋上における両国商業の自由平穩なる發達を促し、且つ清国の独立と領土保全と、並びに同国内における列国商工業の機会均等主義を支持することを表明した。

べいこく まんしゅうてつどうちゅうりつあん

米国の満州鉄道中立案

その後、明治43年（西暦1910年）1月、米国は、突然、満州鉄道中立案を各国に提議して、それを

第15話 戦後の経営

にち えい べい ろ どく ふつ きょうどうけいえい しゅい
日 英 米 露 独 仏 の六カ国の共同経営にしようとした。 その趣意とするところは、日露の両国が利
がいかんけい ふか ふわ ひ
害関係の深い鉄道を共に満州で経営するのは、やがて両国の間に不和が生じるもとの、延いては世界の平
和にも害があるからというものでした。

しかし日露の両国は、断然これを退けて、その年の7月4日に更に第2回の日露協約を結び、さき
ていけつ きょうやく しゅぎ ほじ こうか かくちょう かくじつ げんじょう いじ
に締結した協約の主義を保持して且つその効果を拡張するために、確実に現状の維持をはかること
にした。 言ってみれば、傍若無人な米国の提議が、ややもすれば相離れようとする日露両国の間を却
つて結びつける楔となったのです。

こうして、わが国の地位は高まり、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、オーストリア、ハンガ
リー、イタリア、ロシアの諸国との間には、互いに大使を置いていよいよ国交があつくなりました。

(第15話 戦後の経営 終わり。 次は前頁に戻り、第16話 韓国の併合)